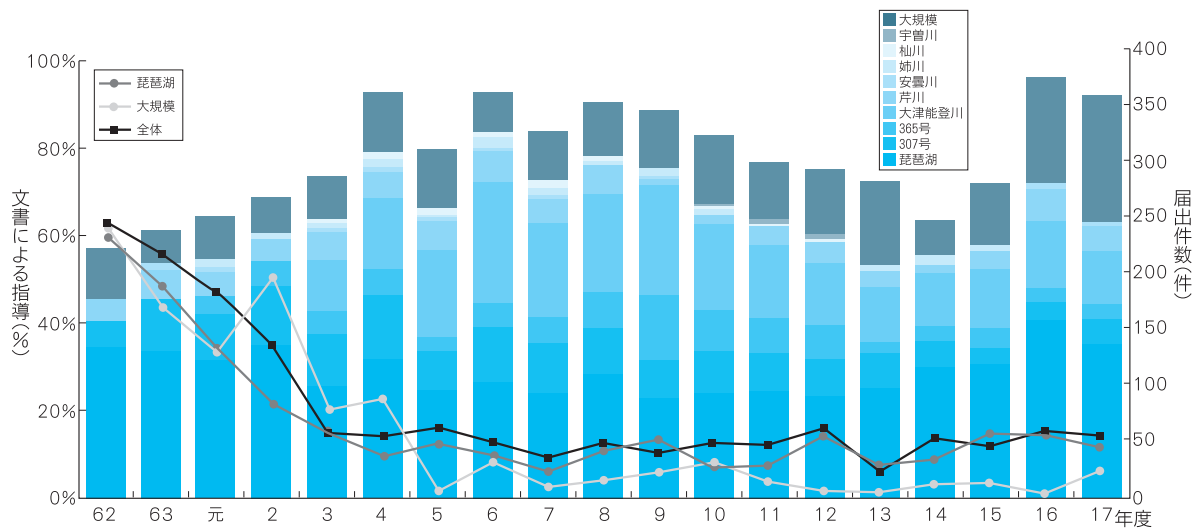


図1-4-1 風景条例に基づく届出および指導助言の状況



このため、県では風景条例に基づきこれまで推進してきた景観形成の取組をより積極的に進めるとともに、県内の市町それぞれが自らの創意工夫により地域の特色を生かした景観づくりを進めるために、風景条例の今後のあり方および景観法の活用方策についての検討を行っています。

課題

滋賀県景観審議会および滋賀県都市計画審議会から滋賀県固有の広域的な景観を守り育てるための景観マスタープランである（仮称）「湖国風景づくり宣言」が知事に答申されました。今後は答申に基づき琵琶湖を中心とするひろがりつつなりの風景を守り育てると共に風景条例と景観法の双方の活用を図ることや多くの市町が景観法を活用できる「景観行政団体」となるよう積極的な取組を進める必要があります。

指標

指標項目	単位	平成17年度 (現状)	平成19年度 中期目標	平成22年度 目標
景観づくりに取り組んでいる地域の数(近隣景観形成協定締結地区数)	地区	78	90	105

取組

1 風景条例に基づく区域指定と届出の状況

〈都市計画課〉

風景条例に基づく地域、地区は、琵琶湖景観形成地域をはじめ、沿道景観形成地区3地区、河川景観形成地区5地区が指定され、総指定延長は約420km、総指定面積は約80,500haで、県土の約20%（琵琶湖水面を除くと約3.3%）に及びます。

景観形成地域、地区内における行為および大規模建築物等の届出については、平成17年度は、358件で、そのうち県が文書で指導助言したものは50件、その率は約14%でした。

基本的に風景条例は、生活空間の中で形成される景観を県民総参加のものに全県的に守り育てていこうという趣旨で制定されています。そのため、風景条例の趣旨を広く啓発し、継続的に施策を推進していくことが必要です。(図1-4-1)

2 県民による自主的な景観形成活動の推進

〈都市計画課〉

(概要)

風景条例では、自治会や町内会等で、住民同士が建築物の形態や色彩、樹木等の保全や緑化等について自主的に協定を結び、まちづくりや景観形成の輪を広げようとする活動に対し、知事が市町の推薦を受けて「近隣景観形成協定」として認定し、公表し

ています。

近隣景観形成協定地区における景観形成活動については、県が市町に対して助成する制度（市町振興総合補助金）があるほか、近隣景観形成協定を締結している団体等が一堂に会して研修や視察を行う「景観づくり草の根のつどい」に対し助成を行いました。（図1-4-2） →参考資料（12）

図1-4-2 近隣景観形成協定認定地区位置図

（平成18年3月末現在）



（目標）

近隣景観形成協定締結地区数 4 地区

（結果）

近隣景観形成協定締結地区数 3 地区

（結果の評価）

締結地区数は目標に達しませんでした。市町の合併が進められている途中であり、また厳しい財政事情もあり市町において推進しにくい状況もあったと思われる。

（今後の展開）

平成17年度末現在78地区において協定が締結されており、平成22年度において105地区という指標（ベンチマーク）の達成に向けて制度のPRに努めます。

### 3 景観法の活用〈都市計画課〉

（概要）

景観法は平成16年（2004年）6月18日に制定され、同年12月17日に施行されました。景観法を活用するには景観行政団体になる必要がありますが、都道府県、指定都市および中核市は自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村は都道府県と協議し、同意が必要です。景観行政団体は、次の景観計画や景観地区を定めることにより良好な景観の実現を図っていくことになります。

平成17年度末現在、滋賀県内では近江八幡市、大津市、高島市、彦根市の4市が景観行政団体になっています。

#### （1）景観計画

景観行政団体は、一定の良好な景観の保全および形成する必要のある区域に景観計画を定め、景観計画区域における良好な景観形成の方針や良好な景観形成のための行為の制限に関する事項等を定めます。

#### （2）景観地区

市町は、都市計画区域および準都市計画区域に良好な景観形成を図るため、都市計画に景観地区を、都市計画区域および準都市計画区域以外に準景観地区を指定することができ、建築物の形態意匠の制限に関する事項等を定めることができます。

### 4 湖国風景づくり宣言について〈都市計画課〉

景観法の制定を受け、今後の風景条例のあり方と景観法の活用方策について、滋賀県都市計画審議会および滋賀県景観審議会で検討がなされ、滋賀県固有の広域的な景観を守り育てるために景観マスタープランを定めることや、景観法を活用することなどについての答申がなされました（答申：平成17年（2005年）4月21日）。

平成17年度は当答申に基づき、景観マスタープランとなる「湖国風景づくり宣言」の策定に向け、市町と県による協議会を設けるとともに、両審議会の専門委員で構成された合同専門委員会において審議を重ねた結果、次のとおり案が取りまとめられ、今後の滋賀の風景づくりの基本的な方向性が示されました。

## 湖国風景づくり宣言の要旨

目的：湖国の風景を守り育て、市町間で調和のとれた風景づくりの基本的な方向を示します。

風景特性：琵琶湖を中心に街道や河川がつながるひろがりつつながりの風景が湖国の風景の特色です。

基本目標：ひろがりの風景、つながりの風景、地域らしさ風景、風景を守り育てる人づくりに取り組みます。

実現に向けて：風景条例と景観法の双方を活用し、1 県民との協働、2 県民相互の連携、3 景観行政団体の連携、4 風景づくりへの意識の向上、5 公共事業の優先した取組を進めます。

## 5 田園地帯の景観の形成〈耕地課、農村振興課〉

## (1) 田園空間整備事業

農村地域の「水」と「土」を中心とする地域資源について、歴史的、文化的な観点から再評価し、その保全と復元を図るため地域資源を有機的に接続するフットパスや総合案内所などの整備を行います。

(表1-4-1)

表1-4-1 事業実施地区

市 町 名	地区名	施工年度
竜王町	竜王	H10～H12
長浜市	長浜	H10～H15
守山市、野洲市、近江八幡市	野洲川下流	H13～
米原市	山東・伊吹	H13～
長浜市（旧浅井町）、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町	湖北	H14～

## 第5節 歴史的環境の保全

## 現 状

本県は、数多くの遺跡が残されているとともに、古くから政治や経済の中心であった京都や奈良に近く、交通の要衝でもあったことから優れた文化財が多数残され、なかでも、社寺建築や美術工芸品、城跡、庭園はもちろん、幕末から第二次世界大戦終結頃まで建設された近代化遺産や近代和風建築が数多

## (2) しがの田園景観保全支援事業

農村においては、水田や水路、里山などにより二次的自然が形成されており、持続的な農業生産活動が行われることにより美しい景観が形成されています。しかし、過疎化、高齢化などにより、そのような多面的機能を支える集落機能が低下する一方で、農山村の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの価値が再認識されつつあります。

そこで、集落などが行う、営農を通じた地域ぐるみのモデル的な景観保全活動に要する掛かり増し経費に対して助成を行い、滋賀らしい美しい田園景観の保全・形成を図っています。

平成17年度は8地区、146haで実施された景観保全活動に対する支援を行いました。（事業費2,824千円）

各地区では集落等が主体となって、農道法面等へのコスモス、アジサイ、グランドカバープランツの植栽や、水路を活用したビオトープ作り、桜並木作り、牛の放牧等の景観保全活動が行われました。

## 6 沿道景観の創造〈道路課〉

道路は、生活に極めて密着した社会基盤で、良好な生活環境を創造するうえで大きな役割を担っており、美しい街並みの形成に役立つ道路整備が重要となっています。そのためには、地域特性、沿道環境、交通の質と量等に応じ、沿道の住民やまちづくり計画とも連携を図りながら、道路緑化、電線類の地中化等を推進しています。

また、植栽施設の維持管理については、沿道の地域住民や企業の方々に協力を得て、適正な維持管理に努め、道路への愛護・愛着心の醸成を図りながら沿道の景観づくりを行っています。

く残っています。

そして、このような貴重な文化財は、特定の地域に集中しているのではなく県内各地に広く分布し、周辺の自然や住民の生活と密接な関係を保っているのが、大きな特徴です。

本県では、文化財保護法や滋賀県文化財保護条例などに基づき、文化財についての管理、調査、指定

(登録・選択・選定)、公開、愛護思想の普及啓発、保存修理などの保存や活用のための施策を積極的に講じています。

## 課題

本県の豊かな自然や悠久の歴史の中で育まれてきた優れた文化財や伝統文化等を県民が身近に親しみ潤いのある生活創造に活かせるよう、歴史文化資産の積極的な保存と活用が求められています。

### ●指標

指標項目	単位	平成17年度 (現状)	平成19年度 中期目標	平成22年度 目標
県指定(選定)文化財の件数	件	369	—	435
登録有形文化財の件数	件	232	250	270

## 取組

### 1 歴史文化遺産に親しむ機会の拡充

〈教育委員会文化財保護課・安土城郭調査研究所〉

県民が歴史文化遺産に親しむ機会を拡充するため、11月の「文化財保護強調月間」のほか、年間を通じて、次の文化財普及啓発事業を実施し、本県の歴史文化遺産に親しむ機会を提供し、学校教育や観光振興など幅広い分野での活用を図りました。

#### ア 建造物保存修理現場現地見学会

国宝園城寺金堂・重文生和神社末社春日神社本殿・重文御上神社摂社若宮神社本殿保存修理現場見学会

#### イ 美術工芸品保存研修会

これからの文化財の虫菌害対策について－臭化メチル廃止以後－

#### ウ 新指定有形民俗文化財見学会・講演会

甲賀の前挽き鋸製造用具附販売資料等見学会、講演「木地屋と甲賀前挽き鋸」

#### エ 埋蔵文化財発掘現地説明会

十里遺跡、高野城遺跡、上仰木遺跡ほか

#### オ 埋蔵文化財活用促進事業の実施

ガイドマップの作成、講演会開催

#### カ 安土城考古博物館活動事業の充実

特別展・企画展・講演会・講座・シンポジウ

ム・子ども考古学教室・体験博物館・ミュージアムコンサート・史跡案内等の開催

#### キ 琵琶湖文化館活動事業の充実

特別展・企画展・文化館セミナー等の開催

#### ク 埋蔵文化財センター活動事業の充実

ケ 特別史跡安土城跡に関する学校への学習サポート(出前講座)の実施および発掘調査現地説明会の開催

調査成果に基づく「新たな安土城」を県外で講演・発信(下関・埼玉・横浜)

友の会「淡海の城」のホームページ開設と機関誌の刊行

#### コ 近江歴史塾出張講座(県民文化生活部・県観光部局連携)

## 2 文化財の調査と保存管理の推進

〈教育委員会文化財保護課〉

### (1) 文化財の幅広い調査の推進

県内に所在するさまざまな文化財の調査を実施し、その実態の把握に努めました。

#### ア 古文書等詳細調査

#### イ 中近世古道調査

#### ウ 埋蔵文化財発掘調査

#### エ 美術工芸品実態調査

#### オ 特別天然記念物カモシカ生態調査

#### カ 自然神信仰調査

### (2) 文化財の指定(選択・選定)

県文化財保護審議会の答申を得て、平成18年(2006年)3月17日付けで有形文化財6件(建造物・美術工芸品)を新たに県指定文化財に指定しました。

### (3) 指定文化財の保存と管理

指定文化財の保存修理や防災施設の整備に対し助成を行うほか、指定建造物の適切な保存修理を実施するため、保存修理事業を受託して行うなど文化財の保存に努めました。また、指定文化財の適正な管理を図るとともに、文化財保護指導委員による文化財の巡視を実施しました。

## 3 身近な歴史的環境の保存・活用の推進

(特別史跡等の調査・整備)

〈教育委員会文化財保護課・安土城郭調査研究所〉

国民共有の財産である史跡を保存し、歴史公園と

して計画的な環境整備を行うことにより、文化財を活用した地域づくりへの貢献や滋賀の歴史・文化の県内外への発信に努めました。

### （1）県有史跡地活用整備

全国で初めて国庁の構造が明らかになった史跡近江国庁跡の保全と積極的な活用を図るため、史跡公園として計画的な整備を進めています。また、史跡近江大津宮錦織遺跡についても環境を整備しました。

### （2）特別史跡安土城跡調査整備事業の推進

天下布武の城『安土城』の実態解明と保全および積極的な活用を図るため、平成元年度より20ヶ年計画で事業を実施しており、平成17年度は新たな安土城跡の玄関となる大手門周辺の環境整備や大手広場と内堀跡の確認調査、関連文書調査等を実施しました。

### （3）史跡観音寺城跡保存管理計画策定事業の実施

佐々木六角氏の本城で、我が国最大の中世山城である観音寺城跡(指定面積約250ha)の、今後の適切な保存と活用を図ることを目的に、現状変更行為に対する文化財保護法上の取扱い区分について、現状や将来に渡る開発計画等を分析し、平成16～17年の2ヶ年で地区設定を策定しました。